

地区まちづくり育成条例

第1条（目的）

この条例は、市民等の主体的な意思に基づく地区まちづくりを推進するための仕組みを整備することにより、地区まちづくりの育成を図り、もって居住環境の維持又は改善に資することを目的とする。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者、本市の区域内において事業活動その他の活動を行うもの又は本市の区域内に土地若しくは建物を所有する者をいう。
- (2) 地区まちづくり 市民等が自ら行う身近な地区の土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する活動をいう。
- (3) 地区まちづくり対象地区 地区まちづくりを行う対象として定められた一定の地区をいう。
- (4) 地区住民等 地区まちづくり対象地区内に住所を有する者、地区まちづくり対象地区内において事業活動を行う者又は地区まちづくり対象地区内に土地若しくは建物を所有する者をいう。
- (5) 地区まちづくり方針 地区まちづくり対象地区内の地区まちづくりを推進するための土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する方針をいう。
- (6) 地区まちづくり構想 地区まちづくり対象地区内の地区まちづくりを推進するための土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する構想をいう。
- (7) 建築行為等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他規則で定める行為をいう。

第3条（市の責務）

市は、地区まちづくりの支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、地区まちづくりに関する情報収集及び調査研究を行うとともに、市民等及び事業者に対して地区まちづくりに関する情報を広く提供するよう努めなければならない。
- 3 市は、都市計画法第18条の2第1項の規定による都市計画に関する基本的な方針その他地区まちづくりに関連する市の計画（以下「都市計画に関する基本的な方針等」という。）を作成し、又は変更するに当たっては、第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想に配慮するよう努めなければならない。

第4条（市民等の責務）

市民等は、地区まちづくりが円滑に推進されるよう、相互に協力しなければならない。

- 2 市民等は、地区まちづくりを行う際には、都市計画に関する基本的な方針等を尊重しなければならない。
- 3 市民等は、第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想を尊重するよう努めなければならない。

第5条（事業者の責務）

事業者は、自らの事業活動の実施に際しては、地区まちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想を尊重するよう努めなければならない。

第6条（市民等の団体の登録）

地区まちづくりを行うことを目的とする市民等の団体は、市長の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとするものの代表者は、規則で定めるところにより、活動の概要、地区まちづくり対象地区の範囲その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の登録に係る市民等の団体が特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある活動又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする活動を行うものでないことその他規則で定める基準に適合するものであると認めるときは、同項の登録をしなければならない。
- 4 市長は、第1項の登録をしたときは、規則で定めるとこ

ろにより、同項の登録を受けた市民等の団体（以下「地区まちづくりグループ」という。）の活動の概要、当該地区まちづくりグループに係る地区まちづくり対象地区の範囲その他規則で定める事項について公表するものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、第1項の登録及びその取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第7条（地区まちづくりグループによる地区まちづくりの状況の周知等）

地区まちづくりグループは、当該地区まちづくり対象地区内における地区住民等に対し、当該地区まちづくりグループによる地区まちづくりの状況について周知するよう努めなければならない。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、地区まちづくりグループの代表者に対し、当該地区まちづくりグループによる地区まちづくりの状況について、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第8条（市民等の団体の認定）

地区住民等の意見を反映させ、地区まちづくりを推進しようとする市民等の団体は、市長の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとするものの代表者は、規則で定めるところにより、活動の概要、地区まちづくり対象地区の範囲その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の認定の申請に係る市民等の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - (1) 当該市民等の団体に係る地区まちづくり対象地区内において、地区まちづくりを推進することを目的として活動していることについて、当該地区まちづくり対象地区内における地区住民等に周知し、及びその意見を聴いているものであること。
 - (2) 特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある活動又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする活動を行うものでないこと。
 - (3) その他規則で定める基準に適合するものであると認められること。
- 4 市長は、第1項の認定をしようとするときは、川崎市地区まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、同項の認定を受けた市民等の団体（以下「地区まちづくり組織」という。）の活動の概要、当該地区まちづくり組織に係る地区まちづくり対象地区の範囲その他規則で定める事項について公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、第1項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第9条（地区まちづくり組織による地区まちづくりの状況の周知等）

地区まちづくり組織は、当該地区まちづくり対象地区内における地区住民等に対し、当該地区まちづくり組織による地区まちづくりの状況について周知するよう努めなければならない。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、地区まちづくり組織の代表者に対し、当該地区まちづくり組織による地区まちづくりの状況について、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第10条（地区まちづくり組織に対する支援）

市長は、規則で定めるところにより、地区まちづくり組織に対し、職員の技術的支援、まちづくりに関する専門的知識を有する者の派遣その他の地区まちづくりの推進に必要な支援を行うことができる。

第11条（地区まちづくり方針の登録）

地区まちづくり方針を作成した地区まちづくり組織は、当該地区まちづくり方針について、市長の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする地区まちづくり組織の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の登録の申請に係る地区まちづくり方針が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の登録をしなければならない。

- (1) 都市計画に関する基本的な方針等に即したものであること。
- (2) 当該地区まちづくり方針の内容について当該地区まちづくり組織に係る地区まちづくり対象地区における地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであること。
- (3) 特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある内容となっているもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容となっているものでないこと。
- (4) その他規則で定める基準に適合するものであると認められること。
- 4 市長は、第1項の登録をしたときは、規則で定めるところにより、当該登録に係る地区まちづくり方針の内容を公表するものとする。
- 5 市長は、地区まちづくり方針を作成しようとする地区まちづくり組織に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第1項の登録及びその取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第12条（地区まちづくり構想の認定）

- 地区まちづくり組織は、地区まちづくり構想を作成し、これを市長に提出して、その地区まちづくり構想が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする地区まちづくり組織の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 地区まちづくり構想には、地区まちづくり目標（地区まちづくり対象地区内の地区まちづくりを推進するための土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する目標をいう。）を定めるほか、地区まちづくり基準（地区まちづくり対象地区内の地区まちづくりを推進するための建築行為等に係る基準その他の土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する基準をいう。以下同じ。）又は地区まちづくり活動計画（地区まちづくり対象地区内の地区まちづくりを推進するための土地及び建物に係る居住環境の維持又は改善に関する活動の計画をいう。）を定めなければならない。
 - 4 前項に定めるもののほか、地区まちづくり構想には、特定地区まちづくり基準（地区まちづくり基準のうち、地区まちづくりを推進するために特に必要な基準（建築行為等に係る基準であって、建築行為等が当該基準に適合しているかどうかを判断することができるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び協議対象行為（特定地区まちづくり基準に係る建築行為等（規則で定める法令上の手続を要するものに限る。）であって、第14条第1項の規定により地区まちづくり組織に協議しなければならないものをいう。以下同じ。）を定めることができる。
 - 5 市長は、第1項の認定に係る地区まちづくり構想が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- (1) 都市計画に関する基本的な方針等に即したものであること。
 - (2) 当該地区まちづくり構想の内容について当該地区まちづくり組織に係る地区まちづくり対象地区における地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであること。
 - (3) 特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある内容となっているもの又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする内容となっているものでないこと。
 - (4) その他規則で定める基準に適合するものであると認められること。
 - 6 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ川崎市地区まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
 - 7 市長は、地区まちづくり構想を作成しようとする地区まちづくり組織に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
 - 8 市長は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る地区まちづくり構想の内容を公表するものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、第1項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第13条（地区まちづくり組織による地区まちづくりの推進）

地区まちづくり組織は、前条第1項の認定に係る地区まちづくり構想の達成に向けて、自ら地区まちづくりの推進に努めなければならない。

2 地区まちづくり組織は、前条第1項の認定に係る地区まちづくり構想の趣旨及び内容についての理解と協力を得るため、普及活動及び広報活動を行うよう努めなければならない。

第14条（協議対象行為を行おうとする者の協議等）

- 1 第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想の対象とする区域内において、当該地区まちづくり構想に定められた協議対象行為を行おうとする者は、当該協議対象行為について、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地区まちづくり構想を定めた地区まちづくり組織に協議しなければならない。
- 2 前項の規定により協議を受けた地区まちづくり組織は、同項の協議対象行為が同項の地区まちづくり構想に定められた特定地区まちづくり基準に適合しているときは、速やかに、同項の協議を成立させなければならない。
- 3 第1項の規定による協議が成立しない場合であっても、当該協議を開始した日から起算して45日が経過したときは、当該協議は終了するものとする。
- 4 第1項に規定する者は、同項の協議対象行為に係る規則で定める法令上の手続を行おうとする日の30日前までに同項の規定による協議の結果及び当該協議対象行為の内容を市長に届け出なければならない。
- 5 前各項の規定は、第1項の規定による協議が成立した日又は第3項の規定により協議が終了した日後の協議対象行為の変更について準用する。ただし、当該変更が市長が別に定めるものである場合については、この限りでない。

第15条（指導及び勧告）

- 市長は、前条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による協議又は同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出をしない者に対し、当該協議又は届出をするよう指導することができる。
- 2 市長は、前条第4項の規定による届出に係る協議対象行為が同条第1項の地区まちづくり構想に定められた特定地区まちづくり基準に適合していない場合で、かつ、同項の規定による協議が成立しない場合において、特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指導することができる。
 - 3 市長は、前2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。
 - 4 市長は、前項の規定による勧告をするときは、川崎市地区まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

第16条（地区まちづくり審議会）

- この条例に定めるもののほか、地区まちづくりの推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市地区まちづくり審議会（以下「地区まちづくり審議会」という。）を置く。
- 2 地区まちづくり審議会は、委員7人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、学識経験を有する者、まちづくりに関する専門的知識を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、地区まちづくり審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条（表彰）

市長は、地区まちづくりの推進に関し著しい功労があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第18条（運営状況の公表）

市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の適切な運用を図るため、条例の運営状況を取りまとめ、公表するものとする。

第19条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

地区まちづくり育成条例施行規則

第1条（趣旨）

この規則は、川崎市地区まちづくり育成条例（平成21年川崎市条例第56号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

第2条（用語）

この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3条（建築行為等）

条例第2条第7号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の用途の変更
- (2) 工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設
- (3) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (4) 舗装、植栽その他土地の整備
- (5) 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (6) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の変更又は改造

第4条（市民等の団体の登録の申請等）

条例第6条第2項に規定する申請書は、地区まちづくりグループ登録申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動の内容を記載した書類
- (2) 構成員名簿
- (3) 地区まちづくり対象地区の範囲を示す図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 3以上の市民等によって構成される市民等の団体であって、その構成員の3分の2以上が当該市民等の団体に係る地区まちづくり対象地区内における地区住民等であるものであること。
- (2) 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とした活動（以下「宗教活動」という。）、政治上の主義を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的とした活動（以下「政治活動」という。）又は特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とした運動（以下「選挙運動」という。）を行うものでないこと。
- (4) 地区まちづくり対象地区の範囲を一定規模以上の範囲で、かつ、自ら活動することができる範囲内で定めていること。
- (5) その他市長が不適当と認めるものではないこと。

4 市長は、条例第6条第1項の登録の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくりグループ登録通知書（第2号様式）により地区まちづくりグループの代表者に通知するものとする。

5 条例第6条第1項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条（市民等の団体の登録の公表）

条例第6条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地区まちづくりグループの名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合にあっては、その名称及びその代表者の氏名）
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 登録の有効期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第4項の規定による公表は、活動の概要、地区まちづくり対象地区の範囲及び前項各号に掲げる事項を記載した書面をまちづくり局及び各区役所に備え置くとともに、これらの事項をインターネットの本市のホームページに登録

することにより行うものとする。

第6条（地区まちづくりグループの登録の変更）

地区まちづくりグループは、地区まちづくりグループが第4条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長の登録の変更を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の登録の変更を受けようとする地区まちづくりグループの代表者は、地区まちづくりグループ登録変更申請書（第3号様式）に第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 地区まちづくりグループが第1項ただし書きに規定する軽微な変更をしようとするときは、当該地区まちづくりグループの代表者は、地区まちづくりグループ登録変更届出書（第4号様式）に第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該軽微な変更に係る書類を添付して市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の登録の変更の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくりグループ登録変更通知書（第5号様式）により地区まちづくりグループの代表者に通知するものとする。

5 条例第6条第3項及び第4項並びに第4条第3項及び前条各項の規定は第1項の登録の変更について、条例第6条第4項及び前条各項の規定は第1項ただし書きに規定する軽微な変更について準用する。

第7条（地区まちづくりグループの登録の更新）

条例第6条第1項の登録の有効期間の満了後引き続き地区まちづくりを行おうとする地区まちづくりグループは、市長の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年とする。

3 地区まちづくりグループが第1項の登録の更新を受けようとするときは、地区まちづくりグループの代表者は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに、地区まちづくりグループ登録更新申請書（第6号様式）に第4条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の登録の更新の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくりグループ登録更新通知書（第7号様式）により地区まちづくりグループの代表者に通知するものとする。

5 条例第6条第3項及び第4項並びに第4条第3項及び第5条各項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

第8条（地区まちづくりグループの登録の失効）

地区まちづくりグループが条例第8条第1項の認定を受けたときは、当該地区まちづくりグループの登録は、その効力を失う。

第9条（地区まちづくりグループの登録の取消し）

地区まちづくりグループが当該地区まちづくりグループの登録を②取消しを受けようとするときは、当該地区まちづくりグループの代表者は、地区まちづくりグループ登録取消申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該地区まちづくりグループの登録を取り消すものとする。

3 市長は、地区まちづくりグループが次の各号のいずれかに該当するときは、当該地区まちづくりグループの登録を取り消すことができる。

(1) 条例第6条第3項の基準又は第4条第3項各号に掲げる基準に適合しなくなると認められるとき。

(2) 当該地区まちづくりグループの代表者が条例第7条第2項の規定に違反して、資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により条例第6条第1項の登録又は第6条第1項の登録の変更若しくは第7条第1項の登録の更新を受けたことが判明したとき。

4 市長は、前2項の規定による登録の取消しをしたときは、地区まちづくりグループ登録取消通知書（第9号様式）により当該取消しに係る地区まちづくりグループの代表者に通知するものとする。

第10条（市民等の団体の認定の申請等）

条例第8条第2項に規定する申請書は、地区まちづくり組織認定申請書（第10号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動の内容を記載した書類
- (2) 会則
- (3) 構成員名簿
- (4) 地区まちづくり対象地区の範囲を示す図面
- (5) 活動に関する地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 条例第8条第3項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 10以上の市民等によって構成される市民等の団体であって、その構成員の4分の3以上が当該市民等の団体に係る地区まちづくり対象地区内における地区住民等であるものであること。

(2) 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うものでないこと。

(4) 市民等の団体に係る地区まちづくり対象地区内における地区住民等が当該市民等の団体に加入する機会が設けられているものであること。

(5) 地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画を活用して地区まちづくりを推進しようとするものであること。

(6) 地区まちづくり対象地区の範囲を一定規模以上の範囲で、かつ、自ら活動することができる範囲内で定めていること。

(7) 地区まちづくり対象地区を他の地区まちづくり組織の地区まちづくり対象地区と重複して定めていないこと。ただし、当該地区まちづくり組織の地区まちづくりの内容が他の地区まちづくり組織の地区まちづくりの内容と抵触しない場合は、この限りでない。

(8) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

4 市長は、条例第8条第1項の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり組織認定通知書（第11号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第8条第1項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して3年（条例第12条第1項の認定を受けている場合にあっては、条例第8条第1項の認定を受けた日から起算して5年）を経過した日の属する年度の末日までとする。

第11条（市民等の団体の認定の公表）

条例第8条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地区まちづくり組織の名称、連絡先及び代表者の氏名（代表者が法人の場合に合っては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 認定番号

(3) 認定年月日

(4) 認定の有効期間

(5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第5項の規定による公表は、活動の概要、地区まちづくり対象地区の範囲及び前項各号に掲げる事項を記載した書面をまちづくり局及び各区役所に備え置くとともに、これらの事項をインターネットの本市のホームページに登録することにより行うものとする。

第12条（地区まちづくり組織の認定の変更）

地区まちづくり組織は、第10条第1項に規定する申請書及び同条第2項各号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長の認定の変更を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の認定の変更を受けようとする地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり組織認定変更申請書（第12号様式）に第10条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 地区まちづくり組織が第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり組織認定変更届出書（第13号様式）に第10条第2項各号に掲げる書類のうち当該軽微な変更に係る書類を添付して市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の認定の変更の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり組織認定変更通知書（第14号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第8条第3項から第5項まで並びに第10条第3項

各号及び前条各項の規定は第1項の認定の変更について、条例第8条第5項及び前条各項は第1項ただし書に規定する軽微な変更について準用する。

第13条（地区まちづくり組織の認定の更新）

条例第8条第1項の認定の有効期間の満了後引き続き地区まちづくりを推進しようとする地区まちづくり組織は、市長の認定の更新を受けなければならない。

2 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年（条例第12条第1項の認定を受けている場合にあっては、前項の認定の更新を受けた日から起算して5年）とする。

3 地区まちづくり組織が第1項の認定の更新を受けようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、現に受けている認定の有効期間が満了する日の30日前までに、地区まちづくり組織認定更新申請書（第15号様式）に第10条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の認定の更新の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり組織認定更新通知書（第16号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第8条第3項及び第5項並びに第10条第3項各号及び第11条各項の規定は、第1項の認定の更新について準用する。

第14条（地区まちづくり組織の認定の取消し）

地区まちづくり組織が当該地区まちづくり組織の認定を取消しを受けようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取を行った上で、地区まちづくり組織認定取消申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該地区まちづくり組織の認定の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、当該地区まちづくり組織の認定を取り消すものとする。

4 市長は、地区まちづくり組織が次のいずれかに該当するときは、当該地区まちづくり組織の認定を取り消すことができる。

(1) 条例第8条第3項第1号若しくは第2号又は第10条第3項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 当該地区まちづくり組織の代表者が条例第9条第2項の規定に違反して、資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により条例第8条第1項の認定又は第12条第1項の認定の変更若しくは前条第1項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

4 市長は、前2項の規定による認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、川崎市地区まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、第3項又は第4項の規定による認定の取消しをしたときは、地区まちづくり組織認定取消通知書（第18号様式）により当該取消しに係る地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

第15条（まちづくりに関する専門的知識を有する者の派遣等）

条例第10条に規定する支援は、地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画を作成しようとする地区まちづくり組織に対し行うものとする。

2 条例第10条に規定するまちづくりに関する専門的知識を有する者の派遣を希望する地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり専門家派遣申請書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり専門家派遣通知書（第20号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

4 条例第10条に規定するまちづくりに関する専門的知識を有する者の派遣を受けた地区まちづくり組織の代表者は、派遣を受けて行った地区まちづくりの内容及び成果について地区まちづくり専門家派遣報告書（第21号様式）により市長に報告しなければならない。

第16条（地区まちづくり方針の登録）

条例第11条第2項の規定による申請をしようとする者は、地区まちづくり方針登録申請書（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地区まちづくり方針を記載した書類
- (2) 地区まちづくり方針の対象となる区域を示す図面
- (3) 地区まちづくり方針の内容について地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであることを示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第11条第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益を害し、又は害するおそれのある内容となっているものでないこと。
 - (2) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うことを目的とする内容となっていないこと。
 - (3) 公共施設において地区まちづくりを行う場合には、公共施設の管理者の同意が得られているものであること。
 - (4) 地区まちづくり方針の対象となる区域の範囲を地区まちづくり対象地区内の一定規模以上の範囲で定めていること。
 - (5) 地区まちづくり方針の対象となる区域を他の地区まちづくり組織の登録に係る地区まちづくり方針又は認定に係る地区まちづくり構想の対象となる区域と重複して定めていないこと。ただし、当該地区まちづくり方針の内容が当該地区まちづくり組織の登録に係る地区まちづくり方針又は認定に係る地区まちづくり構想の内容と抵触しない場合は、この限りでない。
 - (6) その他市長が不適当と認めるものでないこと。
- 4 市長は、条例第11条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり方針登録通知書（第23号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。
- 5 条例第11条第1項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までとする。

第17条（地区まちづくり方針の登録の公表）

条例第11条第4項の規定による公表は、地区まちづくり方針の内容を記載した書面をまちづくり局及び各区役所に備え置くとともに、地区まちづくり方針の内容をインターネットの本市のホームページに掲載することにより行うものとする。

第18条（地区まちづくり方針の登録の変更）

地区まちづくり組織は、条例第11条第1項の登録に係る地区まちづくり方針の内容を変更しようとするときは、市長の登録の変更を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の登録の変更を受けようとする地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり方針登録変更申請書（第24号様式）に第16条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 地区まちづくり組織が第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり方針登録変更届出書（第25号様式）に第16条第2項各号に掲げる書類のうち当該軽微な変更に係る書類を添付して市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の登録の変更の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり方針登録変更通知書（第26号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第11条第3項及び第4項並びに第16条第3項各号及び前条の規定は第1項の登録の変更について、条例第11条第4項及び前条の規定は第1項ただし書に規定する軽微な変更について準用する。

第19条（地区まちづくり方針の登録の更新）

条例第11条第1項の登録の有効期間の満了後引き続き同項の登録に係る地区まちづくり方針を必要とする地区まちづくり組織は、市長の登録の更新を受けなければならない。

2 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年とする。

3 地区まちづくり組織が第1項の登録の更新を受けようとするときは、地区まちづくり組織の代表者は、現に受けてい

る登録の有効期間が満了する日の30日前までに、地区まちづくり方針登録更新申請書（第27号様式）に第16条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の登録の更新の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり方針登録更新通知書（第28号様式）により地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第11条第3項及び第4項並びに第16条第3項各号及び第17条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

第20条（地区まちづくり方針の登録の取消し）

地区まちづくり組織が、当該地区まちづくり方針の登録の取消しを受けようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区住民等への周知及び地区住民からの意見聴取を行った上で、地区まちづくり方針登録取消申請書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該地区まちづくり方針の登録の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民からの意見聴取の状況を示す書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは当該地区まちづくり方針の登録を取り消すものとする。

4 市長は、条例第11条第1項の登録に係る地区まちづくり方針を作成した地区まちづくり組織が次のいずれかに該当するときは、当該地区まちづくり方針の登録を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項の認定の更新を受けなかったとき。
- (2) 第14条第3項又は第4項の規定による認定の取消しを受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により条例第11条第1項の登録又は第18条第1項の登録の変更若しくは前条第1項の登録の更新を受けたことが判明したとき。
- 5 市長は、前2項の規定による登録の取消しをしたときは、地区まちづくり方針登録取消通知書（第30号様式）により当該取消しに係る地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

第21条（地区まちづくり構想の認定）

条例第12条第2項の規定による申請をしようとする者は、地区まちづくり構想認定申請書（第31号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地区まちづくり構想を記載した書類
- (2) 地区まちづくり構想の対象となる区域を示す図面
- (3) 協議対象行為を行おうとする者と協議を行う場合における地区まちづくり組織の意思決定の方法等を示した運用計画書（特定地区まちづくり基準を定める場合に限る。）
- (4) 地区まちづくり構想の内容について地区住民等に周知し、かつ、当該地区住民等の意見を聴いて作成されたものであることを示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第12条第4項の規則で定める法令上の手続は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可又は同法第34条の2第1項の協議
- (3) 都市計画法第58条の2第1項の規定による届出
- (4) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可又は同法第11条の協議
- (5) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知
- (6) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）第3条の許可
- (7) 川崎市都市景観条例（平成6年川崎市条例第38号）第20条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による通知
- (8) 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）第5条第1項の認定又は同条例第8条第2項の規定による通知

4 条例第12条第5項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益を害し、又は害するおそれのある内容となっているものでないこと。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うことを目的とする内容となっていないものでないこと。
- (3) 公共施設において地区まちづくりを行う場合には、公共施設の管理者の同意が得られているものであること。
- (4) 地区まちづくり構想の対象となる区域の範囲を地区まちづくり対象地区内の一定規模以上の範囲で定めていること。
- (5) 地区まちづくり構想の対象となる区域を他の地区まちづくり組織の登録に係る地区まちづくり方針又は認定に係る地区まちづくり構想の対象となる区域と重複して定めていないこと。ただし、当該地区まちづくり構想の内容が当該他の地区まちづくり組織の登録に係る地区まちづくり方針又は認定に係る地区まちづくり構想の内容と抵触しない場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

5 市長は、条例第12条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり構想認定通知書（第32号様式）により地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

6 条例第12条第1項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して10年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第22条（地区まちづくり方針の登録の公表に関する規定の準用）

第17条の規定は、条例第12条第8項の規定による公表について準用する。

第23条（地区まちづくり構想の認定の変更）

地区まちづくり組織は、条例第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想の内容を変更しようとするときは、市長の認定の変更を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の認定の変更を受けようとする地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり構想認定変更申請書（第33号様式）に第21条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 地区まちづくり組織が第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区まちづくり構想認定変更届出書（第34号様式）に第21条第2項各号に掲げる書類のうち当該軽微な変更に係る書類を添付して市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の認定の変更の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり構想変更通知書（第35号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第12条第5項、第6項及び第8項並びに第21条第4項各号及び前条の規定は第1項の認定の変更について、条例第12条第8項及び前条の規定は第1項ただし書に規定する軽微な変更について準用する。

第24条（地区まちづくり構想の認定の更新）

条例第12条第1項の認定の有効期間の満了後引き続き同項の認定に係る地区まちづくり構想を必要とする地区まちづくり組織は、市長の認定の更新を受けなければならない。

2 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年とする。

3 地区まちづくり組織が第1項の認定の更新を受けようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、現に受けている認定の有効期間が満了する日の30日前までに、地区まちづくり構想認定更新申請書（第36号様式）に第21条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

4 市長は、第1項の認定の更新の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、地区まちづくり構想認定更新通知書（第37号様式）により当該地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

5 条例第12条第5項及び第8項並びに第21条第4項各号及び第22条の規定は、第1項の認定の更新について準用する。

第25条（地区まちづくり構想の認定の取消し）

地区まちづくり組織が当該地区まちづくり構想の認定の取消しを受けようとするときは、当該地区まちづくり組織の代表者は、地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取を行った上

で、地区まちづくり構想認定取消申請書（第38号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該地区まちづくり構想の認定の取消しについての地区住民等への周知及び地区住民等からの意見聴取の状況を示す書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは当該地区まちづくり構想の認定を取り消すものとする。

4 市長は、条例第12条第1項の認定に係る地区まちづくり構想を作成した地区まちづくり組織が次のいずれかに該当するときは、当該地区まちづくり構想の認定を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項の認定の更新を受けなかったとき。
- (2) 第14条第3項又は第4項の規定による認定の取消しを受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により条例第12条第1項の認定又は第23条第1項の認定の変更若しくは前条第1項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

5 市長は、前2項の規定による認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、川崎市地区まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

6 市長は、第3項又は第4項の規定による取消しをしたときは、地区まちづくり構想認定取消通知書（第39号様式）により当該取消しに係る地区まちづくり組織の代表者に通知するものとする。

第26条（協議対象行為を行おうとする者の協議等）

条例第14条第1項の規定による協議は、協議対象行為協議書（第40号様式）を地区まちづくり組織の代表者に提出して行うものとする。

2 前項の協議対象行為協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第14条第4項の規定による届出は、協議対象行為届出書（第41号様式）により行うものとする。

4 前項の協議対象行為届出書には、第2項各号に掲げる書類及び条例第14条第1項の規定による協議の経過を示す書類を添付しなければならない。

5 条例第14条第4項の規則で定める法令上の手続を行おうとする日は、規則第21条第3項各号に掲げる法令上の手続を行おうとする日のうち最も早い日とする。

第27条（地区まちづくり審議会）

川崎市地区まちづくり審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審議会の庶務は、まちづくり局において処理する。

10 前各項に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第28条（運営状況の公表）

条例第18条の規定による公表は、市民等の団体の登録及び認定、地区まちづくり方針の登録、地区まちづくり構想の認定並びに条例第14条第1項の規定による協議の件数その他の事項を記載した書面をまちづくり局及び各区役所に備置くとともに、当該書面の内容をインターネットの本市のホームページに掲載することにより行うものとする。

第29条（委任）

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり局長が定める。

川崎市地区まちづくり育成条例活用マニュアル
みんなで進める「地区まちづくり」

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-3025
FAX 044-200-3969
E-mail 50keikan@city.kawasaki.jp